

# 地域連携と地域移行（地域展開）の区別

---

※本調査では、「地域連携」と「地域移行（地域展開）」を区別してご回答いただきたく存じます。  
つきましては、次頁以降で「地域連携」と「地域移行（地域展開）」の定義について参考資料を紹介します。

Q 3.

「学校部活動の地域連携」と「地域クラブ活動への移行（地域移行（展開））」は  
それどのようなものですか。

A.

学校部活動は、学校教育の一環として、学校の責任下で行われる活動を指しており、部活動指導員や外部指導者といった地域の方々に参画いただいたり、複数の学校で合同練習を行ったりすることを「地域連携」と称しています。

地域クラブ活動は、社会教育の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置づけられるものです。したがって、学校ではなく、地域クラブ活動の運営団体・実施主体が行うものであり、学校部活動とはそもそもその責任主体が異なります。学校部活動を地域クラブ活動に代替させていくことを、「地域移行（地域展開）」と称しています。

# 学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行の全体像（イメージ）

## 学校部活動の地域連携

【位置付け】学校教育の一環（教育課程外）

指導者	当該校の教師
参加者	当該校の生徒
場所	当該校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付



調査票内呼称：  
「地域連携」

## 学校部活動の地域連携

■合同部活動の導入や部活動指導員等の適切な配置により生徒の活動機会を確保

指導者	部活動指導員等、関係校の教師 （※アスリート・アーティスト等の人材を含む）
参加者	関係校の生徒
場所	拠点校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付

■少子化の中、持続可能な体制にする必要（学校や地域によっては存続が厳しい）

■地域の実情に応じた段階的な体制整備

地域の実情に  
応じ、当面は併存

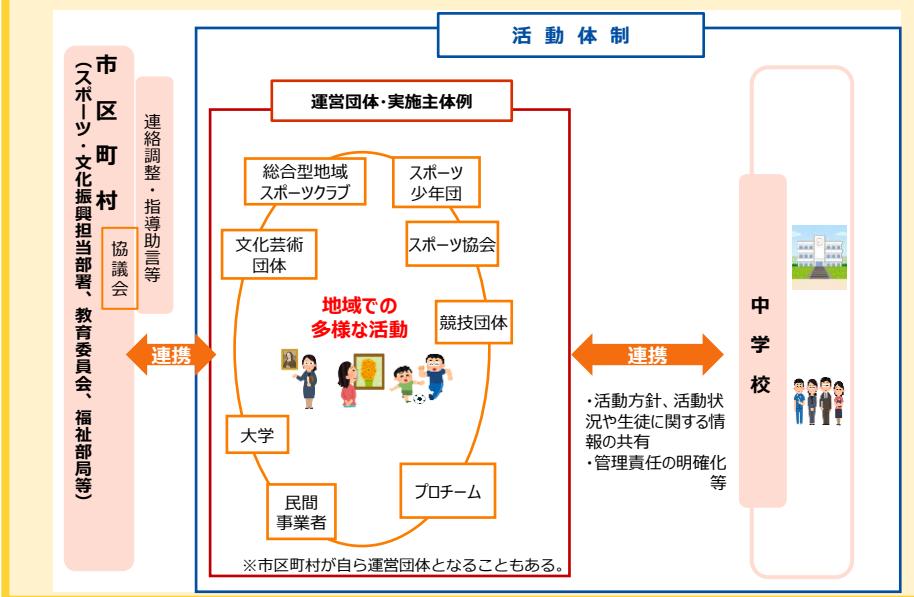
## 地域クラブ活動

【位置付け】学校と連携して行う地域クラブ活動  
(法律上は社会教育、スポーツ・文化芸術)

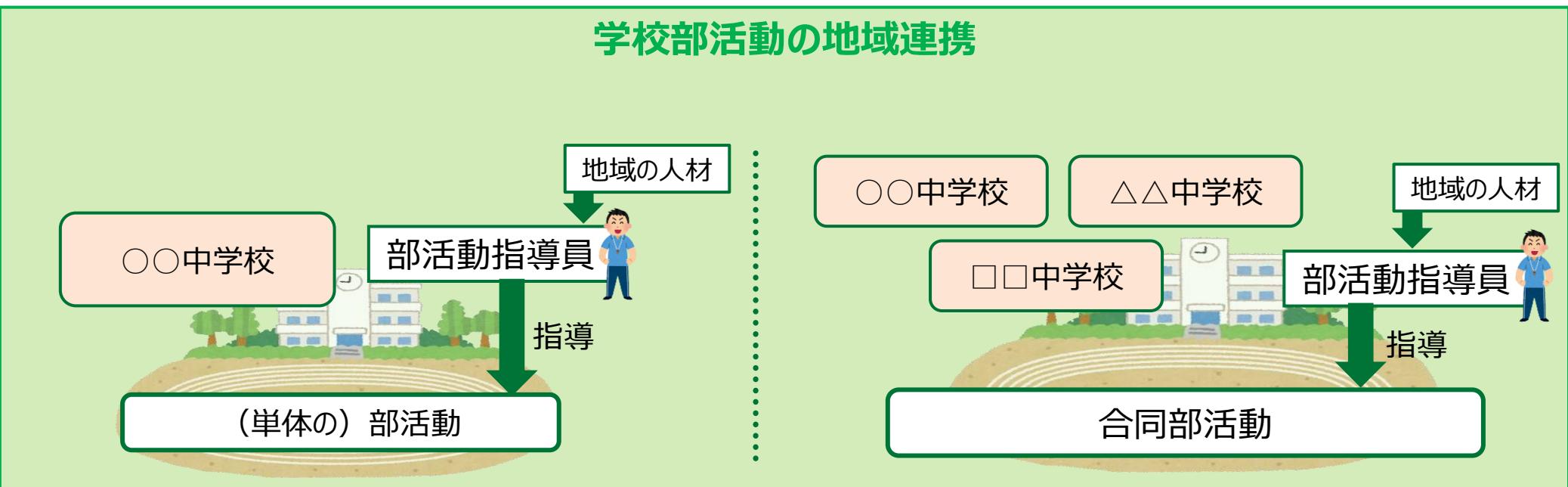
調査票内呼称：  
「地域移行  
(地域展開)」  
ならびに  
「地域クラブ活動  
への移行」

■地域の多様な主体が実施。学校は、活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有等を通じて連携。

運営団体・実施主体	①地方公共団体（※複数地方公共団体の連携を含む） ②多様な組織・団体（総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、プロチーム、民間事業者、大学、文化芸術団体、地域学校協働本部、同窓会等）
指導者	地域の指導者（一部教師の兼職兼業）
参加者	地域の生徒（※他の世代と一緒に参画する場合を含む）
場所	学校施設、社会教育施設、公共のスポーツ・文化施設、地域団体・民間事業者等が有する施設
費用	可能な限り低廉な会費+用具、交通費等の実費
補償	各種保険等

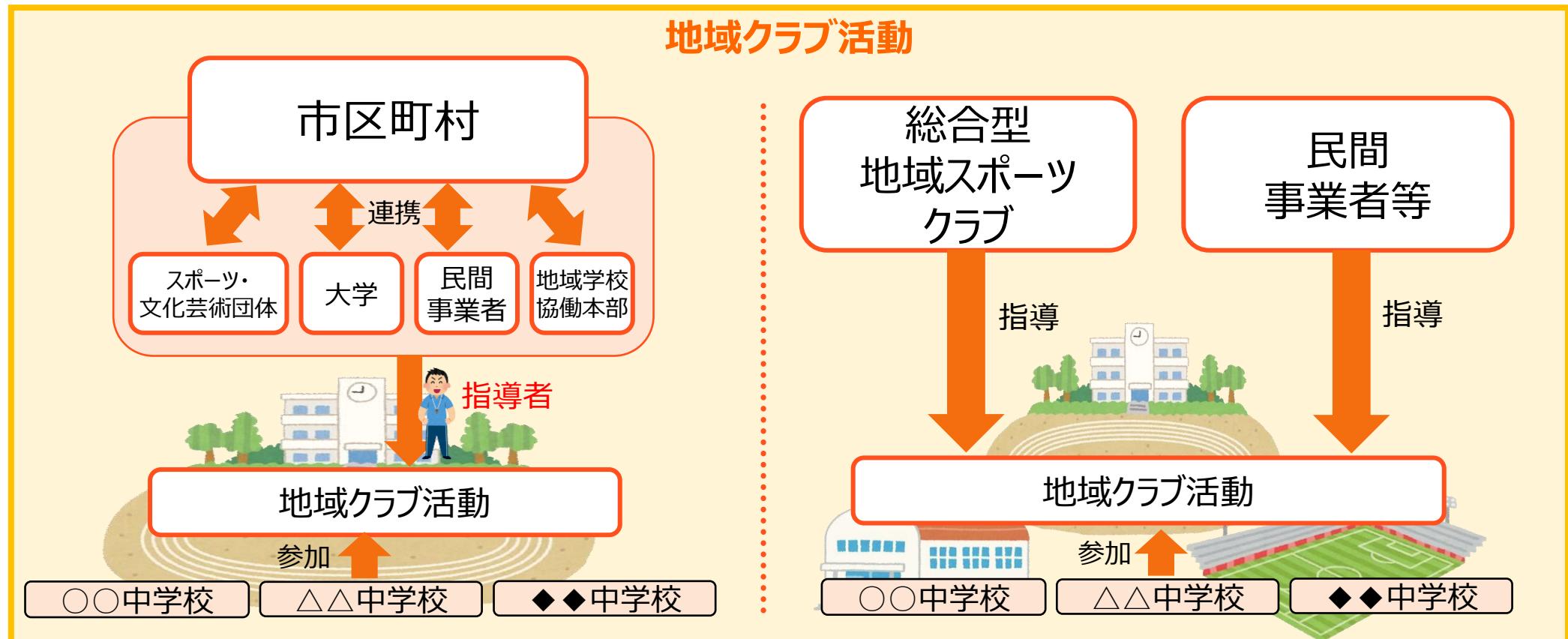


# 部活動の地域連携の例



出所) スポーツ庁・文化庁 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン 参考資料」を一部改変

# 地域クラブ活動の例



出所) スポーツ庁・文化庁 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン 参考資料」を一部改変

# 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する 総合的なガイドライン（令和4年12月）



## II 新たな地域クラブ活動

(前略)

地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」（主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。））の一環としてとらえることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置づけられるものもある。したがって、地域クラブ活動は、学校と連携し、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要である。

(後略)

### 1 新たな地域クラブ活動の在り方

ア 都道府県及び市区町村は、生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、生徒の心身の健全育成等を図るためにだけでなく、地域住民にとってより良い地域スポーツ・文化芸術環境となることを目指し、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校等の関係者の理解と協力の下、生徒の活動の場として、地域クラブ活動を行う環境を速やかに整備する。

# 令和8年度以降の 部活動改革の方向性について

---

※令和8年度以降の部活動改革の方向性については、現在、「**地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議**」（有識者会議）において、議論がなされています。

本調査へ御回答いただくにあたっては、先日(4/17)の会議で示された「**最終とりまとめ（素案）**」の内容も踏まえて、御回答いただきたく存じますので、次項以降で、その概要を御紹介します。

また、学校部活動から地域クラブ活動へ転換することについては、従来「地域移行」という名称で示していましたが、令和8年度以降は「地域展開」という名称に変更する旨も、同「**最終とりまとめ（素案）**」において示されています。このことを踏まえ、本調査においても、「地域移行（地域展開）」と記載していますので、併せて御紹介します。

# 改革の方向性

## 休日

**次期改革期間内に、原則、全ての部活動において地域展開を実現**

※地域の実情等を踏まえつつ、できる限り前倒しでの実現を目指すことが望ましい

※中山間地域や離島など特殊な事情により地域展開に困難が伴う場合等には、国としてもきめ細かなサポートを通じて地域展開を後押し。それでも地域展開が困難な場合には、当面、部活動指導員の配置等を適切に実施。

## 平日

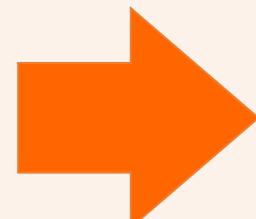
**各種課題を解決しつつ更なる改革を推進**

国：活動の在り方や課題への対応策の検証を行う

地方公共団体：地域の実情等に応じた取組を進める

## 次期改革期間

令和5年度～令和7年度  
改革推進期間



## 中間評価

令和8年度～令和10年度  
**改革実行期間  
(前期)**

令和11年度～令和13年度  
**改革実行期間  
(後期)**

# 「地域展開」への名称変更

学校部活動から地域クラブ活動への転換を表す名称

現行

地域移行

見直し

地域展開

変更の趣旨

- ① 従来、学校内の人的・物的資源（学校の施設を含む）によって運営されてきた活動を広く  
**地域に開き、地域全体で支えていく**
- ② 地域に存在する人的・物的資源を活用しながら、  
地域全体で支えることで可能となる**新たな価値を創出し、**  
**より豊かで幅広い活動を目指していく**

## 改革の理念及び基本的な考え方等

- 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するのが改革の主目的（※1）。
- 学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障。
- 地域クラブ活動（※2）においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、新たな価値を創出することが重要。
 

（※1）改革を実現するための手法を考える際には、学校における働き方改革の推進を図ることや良質な指導等を実現することについても考慮。

（※2）民間のクラブチーム等との区別や質の担保等の観点から、国が地域クラブ活動の定義・要件等を示し、地方公共団体が認定を行う仕組みを構築。

⇒ 上記の理念等をより的確に表すため、地域全体で連携して行う取組のうち、「地域移行」という名称は、「地域展開」に変更。

## 今後の改革の方向性

- 地方公共団体が幅広い関係者の理解と協力の下、平日・休日を通した活動を包括的に企画・調整し、地域の実情等にあつた方針を決定。

改革の進め方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>休日</u>については、<u>次期改革期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す</u>。 (中山間地域や離島など特殊な事情により地域展開が困難な場合等には、当面、部活動指導員の配置等を適切に実施)</li> <li>・<u>平日</u>については、各種課題を解決しつつ<u>更なる改革を推進</u>。まずは、<u>国において地方公共団体が実現可能な活動の在り方等を検証</u>、<u>地方公共団体においては、平日・休日を通した活動を包括的に企画・調整しつつ、地域の実情等に応じた取組を実施</u>。</li> </ul>
次期改革期間	<p>「<u>改革実行期間</u>」（<u>前期：令和8～10年度</u> ⇒ <u>中間評価</u> ⇒ <u>後期：令和11～13年度</u>）</p> <p>※現時点で着手していない地方公共団体においても、<u>前期の間に休日の地域展開等に着手</u>。</p>
費用負担の在り方等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体において、地域の実情等に応じて安定的・継続的に取組が進められるよう、<u>受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方等を検討</u>する必要（<u>公的負担については国・都道府県・市区町村で支え合うことが重要</u>）。</li> <li>※<u>受益者負担の水準</u>について、<u>国において金額の目安等を示すことを検討する必要</u>。</li> <li>・家庭の経済格差が生徒の体験格差につながることのないよう、<u>経済的に困窮する世帯の生徒への支援</u>については<u>確実に措置</u>を行う必要。</li> <li>・<u>部活動指導員の配置</u>について、<u>次期改革期間においても一定の範囲で支援</u>を行っていく必要。</li> </ul>

## 地方公共団体における推進体制の整備

- 専門部署の設置や総括コーディネーターの配置等、適切な推進体制を整備。都道府県のリーダーシップ、複数の市区町村による広域連携も重要。

## 学習指導要領における取扱い

- 地域クラブ活動は、学校外の活動ではあるものの、教育的意義を有する活動であり、継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障するもの。そのため、地域クラブと学校との連携が大切。
- 学習指導要領の次期改訂においては、地域クラブ活動の普及・定着を前提とした記載しつつ、地域展開が困難な場合等に実施される学校部活動に関しても教職員等の負担軽減の視点から一定の記載を行うことが考えられる。
- 今後、スポーツ庁及び文化庁において更なる検討・具体化を進めた上で、中央教育審議会に報告されることが期待。

## 各論（個別課題への対応等）

### 1. 地域クラブ活動を担う運営団体・実施主体の体制整備等

- 地域全体での連携体制の整備（地方公共団体と関係団体等との連携・協働、コーディネーターの配置、学校との連携等）
- 運営に関するサポート体制の整備、運営を担う人材の確保・育成
- 組織体制・財政基盤の整備
- ICT活用による運営業務の効率化 等

### 2. 指導者等の質の保障・量の確保

- 多様な人材の発掘・マッチング・配置（人材バンクの設置・運用、大学生の活用促進、希望する教職員の兼職兼業等）
- 適切な資質・能力の保障、人材育成（研修会開催、公認指導者資格の取得促進、指導の手引き作成、適切な処遇の確保等）
- 平日（部活動）と休日（地域クラブ活動）の一貫指導 等

### 3. 活動場所の確保

- 学校施設等の有効活用（地方公共団体等による協力等）
- 認定を受けた地域クラブ活動の優先利用・使用料減免等
- 活動場所の管理運営の効率化等（ICT活用、鍵の受渡しの負担軽減、指定管理者制度等の活用、学校施設の複合化等）

### 4. 活動場所への移動手段の確保

- 既存車両の有効活用（スクールバスやスポーツ団体のマイクロバス等）
- 地域公共交通との連携等（運行ダイヤの見直し検討、利用料への補助、AIオンデマンド交通や公共ライドシェアの活用等）
- 多様な政策分野との連携・協働等（介護・福祉・医療等）

### 5. 大会やコンクール運営の在り方

- 生徒の大会等の参加機会の確保（地域クラブ活動の認定制度の導入に合わせた大会参加規程の見直し、行政・関係団体等による協議の場の設定等）
- 大会に参加する生徒への支援等（交通費・宿泊費の支援等）
- 大会の運営及び引率等の体制整備（地域クラブ活動関係者や保護者等の参画促進、大会運営の外部委託等） 等

### 6. 生徒・保護者等の関係者の理解促進

- 国における取組（ポスター・チラシ・動画等、ポータルサイトやSNS等を通じた広報、説明会・シンポジウム等の開催）
- 地方公共団体等における取組（学校と連携した生徒等へのきめ細かな情報提供等、体験会等の開催、生徒等の希望を把握するためのアンケート調査やワークショップの実施等）

### 7. 生徒の安全確保のための体制整備

- 事故や暴力・暴言等の不適切行為の防止（指導者等への研修、組織的な体制整備、相談窓口の活用促進等）
- 事故や不適切行為が発生した場合の責任の所在の明確化
- 生徒及び指導者の保険への加入（傷害保険 + 賠償責任保険）

### 8. 障害のある生徒の活動機会の確保

- 多様な地域の関係者の参画（障害者スポーツセンター、地域のパラスポーツ協会、放課後デイサービス実施事業者等）
- 新たなスポーツ・文化芸術活動の機会の提供
- 障害者対応指導ツール等を活用した指導者の資質・能力の向上 等